証券コード　3625
平成27年６月３日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
テックファーム株式会社
代表取締役社長 千　原　信　悟

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月17日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．**日　　時**　平成27年６月18日（木曜日）午前10時00分
２．**場　　所**　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
　　東京オペラシティタワー７階　第一・第二会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．**目的事項**
　　決議事項
　　第１号議案　新設分割計画承認の件
　　第２号議案　定款一部変更の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.techfirm.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　新設分割計画承認の件

１．新設分割を行う理由

当社グループは、蓄積した技術やノウハウを「技術サービス」として提供すること、「ITの発展」に寄与すること、「社員の成長」を通じて「顧客の価値創造」を実現し、社会への貢献に努めていくことを経営理念とし、この経営理念を実現すべくグループ全体で企業価値の向上に邁進しております。

当社グループがさらなる企業価値の向上を図るためには、当社グループが開発及び運用・保守サービスの多種多様な案件に対応するため、外部パートナーとの連携を強化するとともに、優秀な人材の確保が急務であると認識しており、開発力強化のためのM&A、また、平成27年３月30日に完了いたしました株式会社EBEの株式取得をはじめとするソフトウエア開発を中心としたソリューションの受託開発事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出を目的としたM&Aや資本業務提携先との協業による事業展開が必要不可欠であります。

そのためには、各事業会社における権限及び責任体制の明確化を図り、当社グループを取り巻く環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが必要不可欠と判断し、持株会社制に移行することといたしました。

なお、本議案につきましては、第２号議案「定款一部変更の件」が、承認可決されることを条件として、承認の効力が発生するものといたします。

２．新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

テックファーム株式会社（平成27年７月１日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下「当社」という）は、当社がソフトウエア受託開発、運用・保守及びその関連事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を新たに設立するテックファーム株式会社（以下「新設会社」という）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という）を行うことに関し、つぎのとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。

第１条　（新設分割）

当社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第２条　（新設会社の目的等その他定款で定める事項）
新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「テックファーム株式会社　定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は東京都新宿区西新宿三丁目20番２号とする。

第３条　（新設会社が交付する株式の数及び割当）
新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付する。

第４条　（新設会社の資本金等の額）
新設会社の資本金、資本準備金及び資本剰余金等の額は、以下のとおりとする。ただし、分割期日（第６条で定義される。以下同じ）における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。
（１）　資本金の額　金100,000,000円
（２）　資本準備金の額　金０円
（３）　その他資本剰余金の額　会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
（４）　利益剰余金の額　金０円

第５条　（承継する権利義務）
１．　新設会社は、分割期日において、別紙２「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を当社より承継する。
２．　新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。
３．　新設会社が承継する財産の移転に関して登記、登録、通知等の手続きが必要となる場合、当社と新設会社とが協力して行うものとし、登記費用その他の費用については、新設会社が負担するものとする。

第６条　（分割期日）
会社法第924条第１項第１号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という）は平成27年７月１日とし、同日をもって新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第７条　（新設会社の設立時役員の氏名）
新設会社の設立時役員の氏名は次のとおりとする。
設立時取締役　千原信悟、永守秀章、筒井雄一朗
設立時監査役　小夫みのり

第８条　（本計画の効力）
本計画は、当社の株主総会における承認または法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第９条　（競業避止義務）
当社は本事業について競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

第10条　（公租公課）
新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第11条　（条件の変更及び中止）
当社は、本計画作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態または経営状態に著しい変動を生じたときあるいは変動が見込まれる場合は、本件分割の条件その他本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第12条　（規定外事項）
本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

平成27年４月16日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
テックファーム株式会社
代表取締役社長CEO　千原　信悟

別紙１　定款

テックファーム株式会社
定款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、テックファーム株式会社と称し、英文では、Techfirm Inc.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）インターネット及び情報処理等関連のソフトウエアの開発、製作、販売、ライセンス、保守、運用及び管理
（２）通信機器及びコンピュータ機器のハードウエア並びに情報システムの開発、製造、製作、販売、リース、賃貸、保守、運用及び管理
（３）広告の企画、製作及び広告代理店業
（４）コールセンターの運営及び管理
（５）モバイルを利用したクレジットカードや、電子マネーによる決済システムの開発、製作、販売、ライセンス、保守、運用及び管理
（６）労働者派遣事業
（７）前各号に関するコンサルティング及び調査分析
（８）企業の海外進出に関するコンサルティング
（９）前各号に附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）
第９条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
２．前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招集）
第10条　当会社の定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

（招集権者及び議長）
第11条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第12条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。
２．会社法第309条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）
第13条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第14条　株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第15条　当会社の取締役は３名以上とする。

（選任方法）

第16条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第17条　取締役の任期は、選任後２年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第18条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２．取締役会の決議により、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第19条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第20条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第21条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第22条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第23条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第24条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役

（員数）

第27条　当会社の監査役は３名以内とする。

（選任方法）

第28条　監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（監査役の任期）
第29条　監査役の任期は、選任後４年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）
第30条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

（監査役の責任免除）
第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　計算

（事業年度）
第32条　当会社の事業年度は毎年７月１日から翌年６月30日までとする。

（剰余金の配当）
第33条　剰余金の配当は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

（中間配当）
第34条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間等）
第35条　剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．前項の配当には利息をつけない。

別紙２　承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成27年１月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

１．承継する資産

（１）　本事業に係る流動資産一切、ただし以下は除く

① 現金及び預金のうち、定期預金、定積預金、郵便貯金
② 有価証券及び営業投資有価証券
③ 預け金
④ 関係会社立替金
⑤ 未収収益
⑥ 従業員関連債権
⑦ 関係会社関連債権
⑧ その他法令上承継不能なもの

（２）　本事業に係る固定資産一切、ただし以下は除く

① 投資有価証券
② 子会社株式及び関係会社株式
③ 長期貸付金
④ 長期未収入金
⑤ その他法令上承継不能なもの

２．承継する負債

本事業に係る流動負債一切、ただし以下は除く

① 短期借入金
② 一年以内償還社債
③ 預り金
④ 未払配当金
⑤ その他法令上承継不能なもの

３．承継する雇用契約等

分割期日において、本事業に従事する従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。 ただし、本部長、副本部長の職にある従業員に係る雇用契約及びこれに基づく権利義務については承継せず、当社からの出向（条件については別途定める）によるものとする。

４．承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約に関連する契約はこの限りでない。

５．承継する知的財産権

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権及びノウハウ。ただし、テックファームグループ共通のコーポレート・ブランドとしての基幹商標及び基幹意匠を除く。

６．許認可等

分割期日において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

３．会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

（１）新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付いたします。本件分割に際して当社に対して交付される新設分割設立会社の株式の数につきましては、本件分割は単独新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、上記の割当て株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

（２）新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第４条に記載するとおり、資本金100,000,000円、資本準備金０円とすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

（３）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①第三者割当による新株予約権の発行

当社は、平成27年１月29日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第６回新株予約権の発行を決議し、平成27年２月17日に発行価額の総額の払込手続きを完了しております。

（１）新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式　957,000株
（２）新株予約権数　9,570個
（３）発行価額　新株予約権１個当たり2,000円
（４）発行価額の総額　19,140,000円
（５）当該発行による潜在株式数　957,000株
（６）資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）
2,287,499,000円（差引手取概算額）
（７）行使価額及び行使価額の修正条件
当初行使価額　2,387円
上限行使価額　上限行使価額はありません。
下限行使価額　1,592円
（８）募集又は割当方法　第三者割当の方法によります。
（９）割当日　平成27年２月17日
(10) 行使期間　平成27年２月18日～平成28年２月17日
(11) 割当先　大和証券株式会社
(12) 資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
(13) その他
当社は割当先との間で、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。
(14) 資金の使途
・株式会社EBEの普通株式67.5％相当の株式取得の対価の支払における資金
・米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資における資金
・事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資における資金
(注)行使価額は、本新株予約権の発行要項に規定された行使価額の修正条項の適用により、平成27年４月24日より2,039.7円に修正されております。

②株式会社EBEの株式の取得

平成27年３月30日付で株式会社EBEの普通株式67.5％を取得し、子会社化しております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「第１号議案　新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は、平成27年７月１日付での新設分割により持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、商号及び定款の一部を変更いたします。

（２）海外子会社を含め当社グループ全体として決算期を統一することで、事業の一体運営の推進及びより適時・適切な経営情報の開示、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るために、当社の決算期を変更することに伴い、定款の一部を変更いたします。

（３）平成27年５月１日に施行される改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の一部を変更いたします。なお、定款第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、テックファーム株式会社と称し、英文では、Techfirm Inc.と表示する。	第１条　当会社は、テックファームホールディングス株式会社と称し、英文では、Techfirm Holdings Inc.と表示する。
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
（１）～（９）（条文省略）	（１）～（９）（現行どおり）

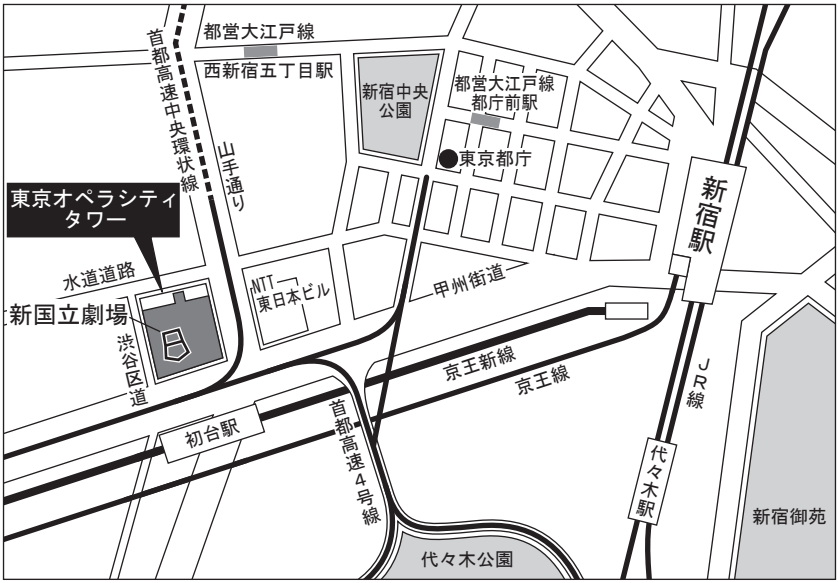
現行定款	変更案
第２章　株　式	第２章　株　式
（基準日） 第10条　当会社は、毎年７月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２．（条文省略）	（基準日） 第10条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２．（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） ２．当会社は、会社法427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の責任免除） 第39条　（条文省略） ２．当会社は、会社法427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第39条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第７章　計　算	第７章　計　算
（事業年度） 第43条　当会社の事業年度は毎年８月１日から翌年７月31日までとする。	（事業年度） 第43条　当会社の事業年度は毎年７月１日から翌年６月30日までとする。

現行定款	変更案
（剰余金の配当） 第44条　剰余金の配当は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。	（剰余金の配当） 第44条　剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。
（中間配当） 第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。
（新設）	附則 第１条　定款第43条（事業年度）の規定にかかわらず、平成26年８月１日から始まる第24期事業年度は、平成27年６月30日までの11ヶ月間とする。なお、本条は平成27年６月30日をもってこれを削除する。 第２条　定款第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、平成27年６月18日開催予定の当社臨時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が生ずることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本条は当該新設分割の効力発生日をもってこれを削除する。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー７階　第一・第二会議室



＜交通のご案内＞
京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩２分
甲州街道・山手通り初台交差点角

＜ご案内＞
株主総会の受付は７階になります。
２階オフィスロビーのエレベーターよりお越しください。

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。